

# 国家公務員共済組合連合会 浜の町病院

## 栄養士・管理栄養士（調理）募集要項

### 1. 職種、採用予定人員、契約形態、業務内容

- (1) 職種 栄養士または管理栄養士
- (2) 採用予定人員 若干名
- (3) 雇用形態 短期共済組合員（契約職員）（注1）
- (4) 業務内容 調理業務全般（※早出等交代制勤務あり）  
（変更の範囲）浜の町病院が定める業務
- (5) 就業場所 浜の町病院 （変更の範囲）変更なし

### 2. 応募資格

栄養士免許または管理栄養士免許取得者

### 3. 選考方法

- (1) 書類選考・適性テスト（WEB） (2) 面接
- ※書類選考の上、日時を応募者へ連絡します。

### 4. 申込手続き等

必要書類を国家公務員共済組合連合会 浜の町病院総務課へ郵送にてお申込みください。

- (1) 必要書類 ※応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

- ・自筆の履歴書（履歴書に証明写真貼付）
- ・栄養士免許証の写しまたは管理栄養士免許証の写し
- ・その他資格等の写し（取得者のみ）

- (2) 受付期間

随時（※応募が集まり次第終了します）

### 5. 採用予定日

令和7（2025）年10月1日

### 6. 給与等の概要

給 与・・・当院給与規定に基づき支給（※経験を考慮し下記範囲内で決定）

栄養士：170,100円～223,000円（内訳：本俸のみ）

管理栄養士：187,700円～232,700円（内訳：本俸のみ）

賞 与・・・年2回（4.0ヵ月分（夏・冬年2回合計）） ※見込み

契約期間・・・令和8年3月31日まで ※年度契約更新（例外あり）

試用期間・・・採用後3ヵ月

就業時間・・・国家公務員共済組合連合会病院契約職員就業規則による。

月曜～金曜 8時30分～17時15分

5時30分～14時15分（早出）※月10回程度

休 日・・・土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日のほか  
国家公務員共済組合連合会病院契約職員就業規則に定める日。

休 暇・・・年次有給休暇があります。（※1年目最大12日。6ヶ月間は月1日。）

休業制度……育児休業及び介護休業制度があります。

※採用後1年を経過するまでは取得できません。

福利厚生……①共済組合保険（短期）、厚生年金制度があります。

②労災保険および雇用保険に加入しています。

被 服・・・ユニフォーム貸与

#### 【別途手当支給制度】

通勤手当実費支給 上限55,000円（通勤距離2キロ以上が対象）

住居手当支給 上限28,000円（家賃61,000円の場合）※支給要件あり

その他 扶養手当、時間外手当等があります。

#### 【身分切替え評価制度】

当院では年2回（10月・4月）に身分切替え評価制度を実施しています。

勤務評価により優秀な職員を契約職員から浜の町病院職員へ身分切替えを行う制度です。

浜の町病院職員となった場合の給与等の変更点は以下の通りです。

初任給・・・四大卒 234,100円（内訳：本俸のみ）※それまでの経験を考慮  
（参考）短大卒 215,000円

手 当・・・地域手当（本俸の9%）

昇 給・・・年1回（勤務成績による）

退職慰労金あり（病院の規定による）

## 7. 問い合わせ先及び郵送先

〒810-8539 福岡県福岡市中央区長浜3丁目3番1号

国家公務員共済組合連合会 浜の町病院 総務課 人事係

TEL 092-721-0831 Fax 092-714-3262 E-mail: tsutsumi-m@hamanomachi.jp

※封筒に「令和7年度栄養士・管理栄養士（調理）応募書類」と朱書きしてください。

#### (注1)浜の町病院職員および契約職員とは

当院が国家公務員共済組合法に基づいて設立された医療機関であることから、長期共済組合員の定員枠があり、それ以外の職員については「短期共済組合員」として採用しています。

短期共済組合員は、勤務評価の成績に応じて、長期共済組合員と同等の給与待遇となる制度を設けております。

「長期共済組合員（連合会職員）」と「短期共済組合員（浜の町病院職員・契約職員）」の条件的な主な違いは次のとおりです。

	長期共済組合員	短期共済組合員	
	連合会職員	浜の町病院職員	契約職員
雇用期間	無期雇用	無期雇用	有期雇用
初任給	連合会給与規程による	連合会職員と同等	病院給与規定による
昇給	有 (連合会の規程による)	連合会職員と同等	病院給与規定による
通勤手当	有	連合会職員と同等	連合会職員に準ずる
住居手当	有	連合会職員と同等	病院給与規定による
扶養手当	有	連合会職員と同等	病院給与規定による
賞与	国家公務員に準ずる	連合会職員と同等	連合会職員と同等
保険関係	共済組合(長期)	共済組合(短期) +厚生年金保険	共済組合(短期) +厚生年金保険
退職金	有 (連合会の規程による)	有 (病院の規程による)	無